（削る）

（削る）

（削る）

（機構保存本人確認情報による確認）

第六条　存続組合は、特例一時金の決定の請求をしようとする者について、機構から機構保存本人確認情報の提供を受け、これらの者の氏名、生年月日、住所その他必要な事項について確認を行うものとする。

2　（略）

3　存続組合は、第一項の機構保存本人確認情報の提供を受けるため、存続組合が必要と認める場合には、同項に掲げる者に対し、住民基本台帳法第七条第八号の二に規定する個人番号（第八条第二項において「個人番号」という。）又は同法第七条第十三号に規定する住民票コード（第八条第二項において「住民票コード」という。）の報告を求めることができる。

（特例一時金の決定及び通知）

第七条　存続組合は、特例一時金の請求書の提出があったときは、遅滞なく、これを審査し、決定し、その決定内容を請求者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないときは、その理由を付さなければならない。

2　存続組合は、平成十三年統合法附則第三十条第六項ただし書の規定により特例一時金の決定の請求を要しないこととされた者に係る特例一時金を決定したときは、その決定内容を当該者に通知しなければならない。

（削る）

4　第一項第五号ロの「年金証書番号」とは、第八条の規定により存続組合が交付する年金証書の番号をいう。

（添付書類の省略）

第五条　二以上の特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等を同時に請求する場合において、これらの請求書に添付すべき書類に同一のものがあるときは、当該添付書類は、その一通をこれらの請求書のいずれかに添付すれば足りる。

2　特例退職共済一時金等を請求する場合においては、特例年金給付の決定の請求をしたことがある者（附則第三条第一項の規定により請求手続をしたものとみなされた者を含む。）は、前条第二項の規定にかかわらず、同項第一号（特例老齢農林一時金を請求する場合にあっては、同号及び同項第五号）に掲げる書類を添付することを要しない。

（第三者の行為による損害等の届出）

第六条　第三者の行為によって発生した給付事由に基づく特例年金給付又は特例遺族共済一時金、特例遺族一時金若しくは特例通算遺族一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の氏名、生年月日、性別、組合員番号又は年金証書番号（第四条第四項に規定する年金証書番号をいう。以下同じ。）及び基礎年金番号

二　第三者の住所及び氏名又は名称及び所在地

三　第三者の行為のあった年月日及びその行為の概要

四　第三者の行為によって生じた損害の見積額並びに第三者から損害賠償として受けた賠償金、見舞金等の額及び受領年月日

（機構保存本人確認情報による確認）

第六条の二　存続組合は、特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の決定の請求をしようとする者について、機構から機構保存本人確認情報の提供を受け、これらの者の氏名、生年月日、住所その他必要な事項について確認を行うものとする。

2　（略）

3　存続組合は、第一項の機構保存本人確認情報の提供を受けるため、存続組合が必要と認める場合には、同項に掲げる者に対し、住民基本台帳法第七条第八号の二に規定する個人番号（第十条の二第二項において「個人番号」という。）又は同法第七条第十三号に規定する住民票コード（第十条の二第二項において「住民票コード」という。）の報告を求めることができる。

（特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の決定及び通知）

第七条　存続組合は、特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の請求書の提出があったときは、遅滞なく、これを審査し、決定し、その決定内容を請求者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないときは、その理由を付さなければならない。

（新設）

（年金証書）

第八条　存続組合は、前条の規定により特例年金給付を受ける権利を有することを決定したとき（決定後にその額を改定した場合で必要があると認めるときを含む。）は、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した特例年金給付の年金証書を交付しなければならない。

一　特例年金給付を受ける権利を有する者（以下「特例年金給付受給権者」という。）の氏名及び生年月日